

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

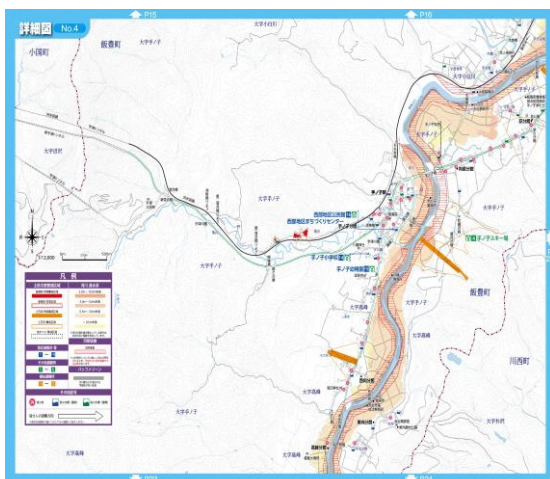
(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地する文教地域において、0.5mを超える浸水が予想されているほか、中・萩生地区、手ノ子・高峰地区の田畑を中心に0.5mから最大で5mの浸水被害が予想されている。商業地域の浸水被害は想定されていない。

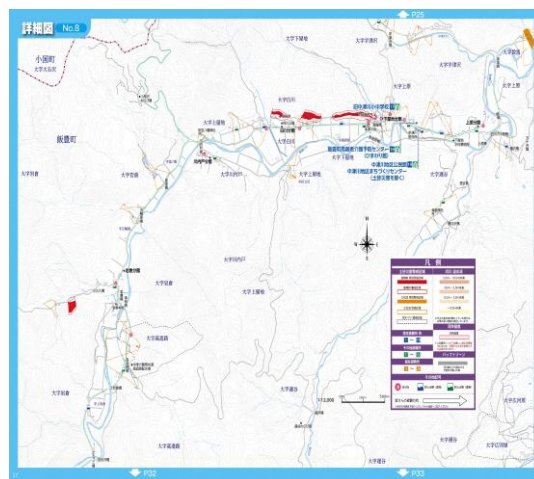
(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山間の手ノ子・高峰地区、中津川地区一帯、中・萩生地区の一部は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、中でも中津川地区は小売・サービス業の被害が大きくなることが予想される。

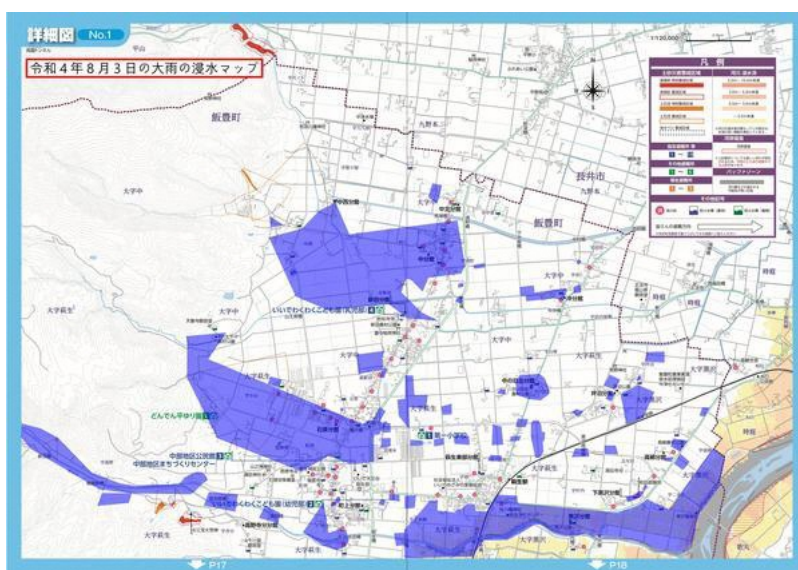
【飯豊町 土砂災害ハザードマップ (2021年版)】



(手の子・高峰地区)



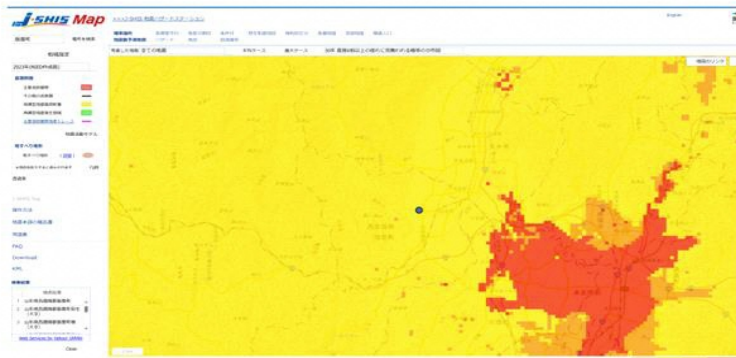
(中津川地区)



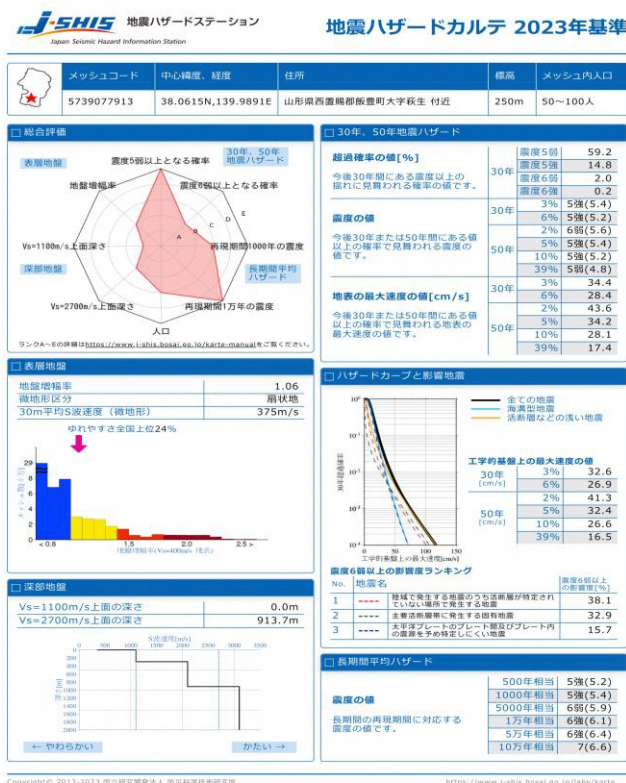
【飯豊町 令和4年8月3日 大雨浸水マップ】

(地震 J SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱の地震が今後30年間で17.3%以上の確率で発生すると言われている。



J-SHIS 地震ハザードステーション「確率論的地震動予測地図 (2023年版)」



J-SHIS 地震ハザードステーション「地震ハザードカルテ (2023年基準)」

(その他)

当町では、昭和42年の羽越水害以降、置賜白川上流に白川ダムができ、洪水調整機能が働くため、大きな水害には至っていなかったが、令和4年8月3日に線状降水帯の発生により、1時間雨量が40ミリに達し、4日にかけて300ミリ超の記録的大雨となった。橋の崩落で1人が行方不明となり、鉄道橋の崩落、町内至る所で家屋倒壊する等、甚大な被害をもたらす水害に被災している。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 270人

・小規模事業者数 221人

※すべての業種で町内に広く分布しており、業種により多い地域は特はない

	建設	製造	卸売・小売	飲食・宿泊	サービス	その他	合計
平成24年							
商工業者数	55	39	76	29	75	22	296
小規模事業者数	50	26	61	25	69	21	252
平成28年							
商工業者数	48	35	70	30	62	25	270
小規模事業者数	43	25	52	22	55	24	221
増減							
商工業者数	-7	-4	-6	1	-13	3	-26
小規模事業者数	-7	-1	-9	-3	-14	3	-31

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・飯豊町地域防災計画の策定（令和4年4月策定）
- ・総合防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・山形県火災共済協同組合や損害保険会社等と連携した加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・商工会災害状況報告システムの活用による迅速かつ効率的な被害状況の把握
- ・飯豊町が実施する総合防災訓練への参加及び協力

II 課題

(1) 事業者BCPの策定が進んでいない

- ・既に事業者BCPを策定している事業者は、町内事業者の中でもごく一部の事業者に限られ、特に経営資源が不足している小規模事業者はそのほとんどは策定していない状況で、事業者BCPの策定に関する町全体の取り組み状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自のBCP策定の動きやこれらを支援する商工会の取り組みも本格化していないのが実態である。
- ・普及・啓発活動についても、町、商工会のそれぞれが取り組んでおり、連携による取り組み強化への必要性が高まっている。

(2) マンパワー不足と支援スキルの習得

- ・緊急時の対応について、当会内の防災対策組織図の作成にとどまり、具体的な体制やマニュアル、防災備品が整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・経営指導員等職員の事業者BCP策定に関する専門知識やノウハウが不足しており、専門家や損保会社等との連携によって支援スキルの習得が必要である。

(3) 感染症への対策が不十分

- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

(1) 地域内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

①自然災害リスクへの対応支援の強化

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。
- ・小規模事業者に対し巡回指導時にリスクマップを活用して災害リスクを周知する。
- ・事前対策や災害対策の必要性を周知するとともに、事業継続力強化計画の認定支援やBCPセミナー開催をきっかけとした小規模事業者のBCP策定事業者の拡大を図る。
- ・自然災害が事業活動に与える影響を軽減するため、損害保険の加入促進を損害保険会社と連携して行う。

②感染症リスクへの対応支援の強化

- ・感染症リスクを周知し、感染症が事業に与える影響（従業員不足、売上減少、固定費負担増等）軽減するための対策をアドバイスする。
- ・公的支援制度の円滑な活用や新生活様式に対応した事業環境の整備を促進する。
- ・感染症対策を盛り込んだBCPセミナーの開催やBCP策定を推進する。

(2) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

①災害時の初動対応、応急対応と災害後の速やかな復興支援策が行えるよう、感染症対策を含めた「飯豊町商工会事業継続計画」を策定した。

②発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築するとともに、迅速かつ適切な復興支援の実施や感染症発生時の速やかな拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

③事前対策や初動対応への適切な助言が行えるよう、経営指導員をはじめとする職員の支援能力向上に取り組む。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

・当会は、令和5年に事業継続計画を作成済み。

3) 関係団体等との連携

・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

・(仮称)飯豊町事業継続力強化支援協議会(構成員:当会、当町)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(マグニチュード7.0の地震)が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う訓練は必要に応じて実施する。

<2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

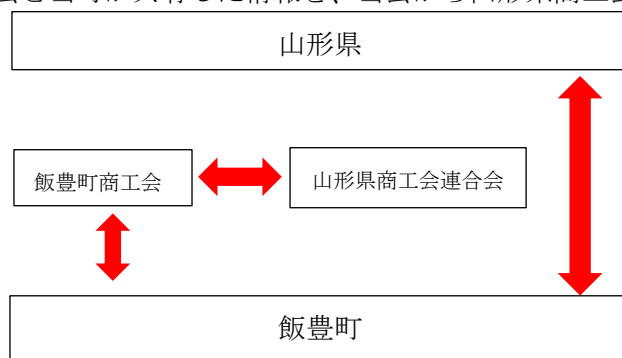
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に6回共有する
1週間～2週間	1日に3回共有する
3週間～1ヶ月	1日に2回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における 指示命令系統・連絡体制 > ※下記図は、連絡ルート

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は 被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、当会から山形県商工会連合会へ、当町より山形県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、飯豊町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

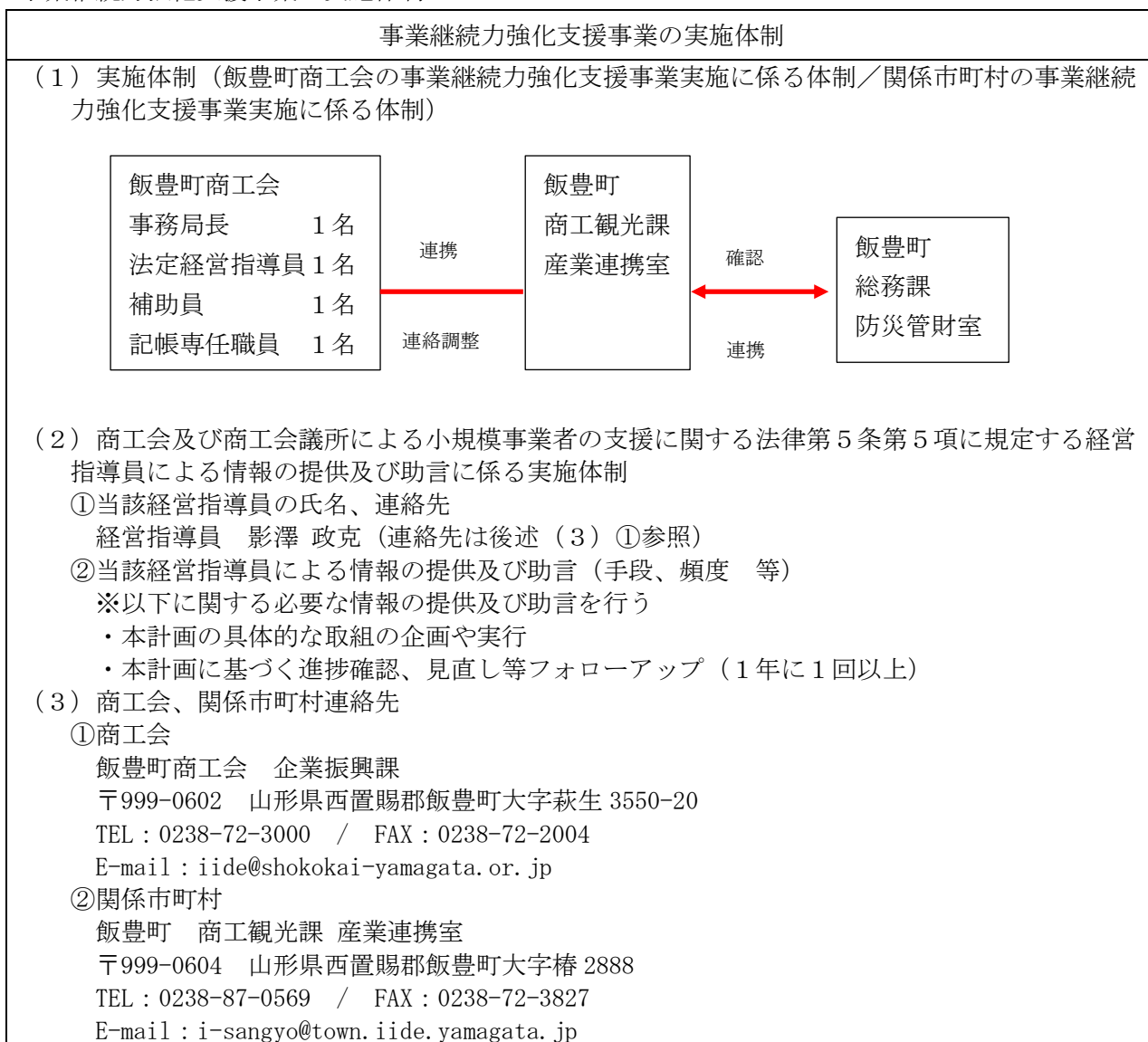
- ・復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ作製費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、飯豊町運営補助金、山形県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等